

### ③児童虐待防止に関する広報・啓発活動について

名古屋市の児童相談所で対応した児童虐待相談の件数は、平成25年度で1,612件と過去最多となり、引き続き深刻な状況にあります。名古屋市では、平成25年4月に「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行し、児童虐待を防止するための対策を進めています。その1つとして、児童虐待の現状などについて皆さまに知ってもらい、虐待の予防や早期発見につながるようにするため、広報・啓発活動を実施しています。

このアンケートは、児童虐待の防止に関する名古屋市の広報・啓発活動について、市民の皆さまがどのように考えられているかをおたずねし、今後の効果的な施策の実施の参考にさせていただきます。

※各図表の「N」は、回答者総数を表しています。

#### 名古屋市児童を虐待から守る条例

名古屋市では、平成25年4月に「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行しました。条例では、児童を虐待から守ることについての基本理念や、市、市民、保護者、関係機関などの責務を定めています。

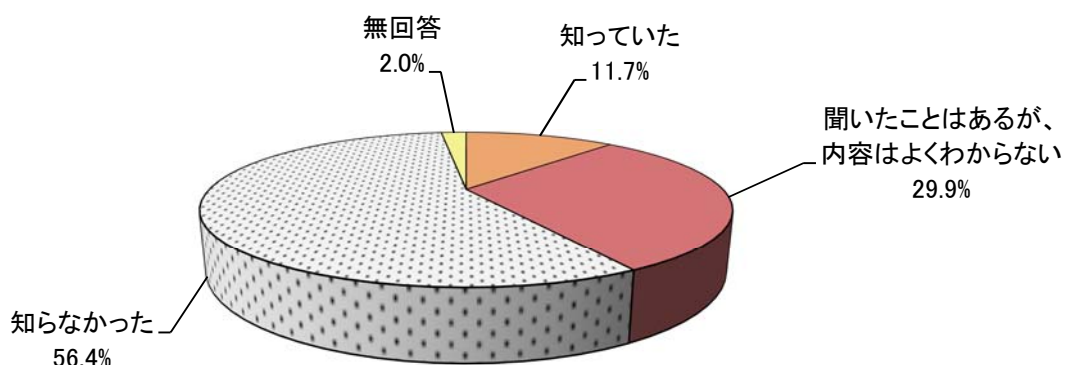
#### 児童虐待防止推進月間

厚生労働省・内閣府の主唱により、毎年11月は「児童虐待防止推進月間」とされており、全国的に児童虐待防止のための広報・啓発活動が行われています。

名古屋市では、「名古屋市児童を虐待から守る条例」で毎年5月を市独自の「児童虐待防止推進月間」としており、11月に加えて種々の広報・啓発活動を展開しています。

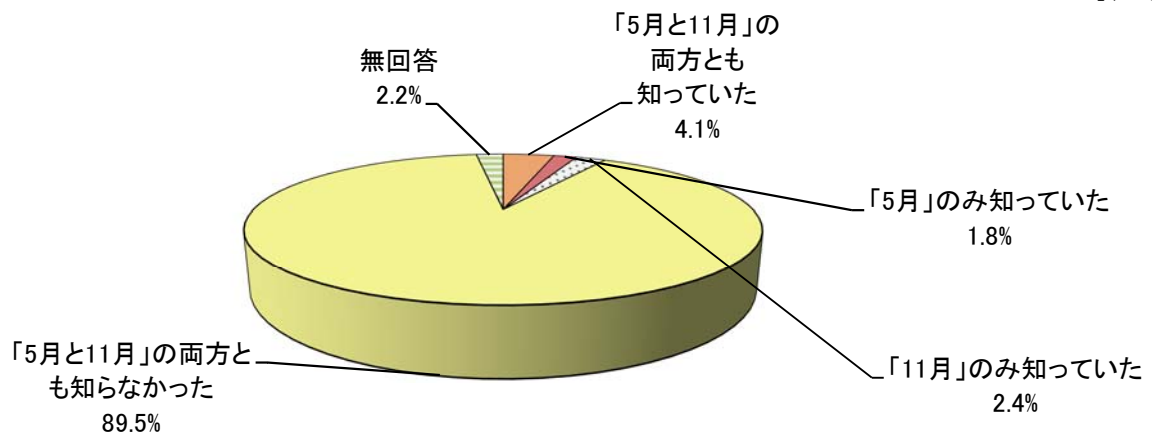
問 18 あなたは、「名古屋市児童を虐待から守る条例」を知っていましたか。(○は1つだけ)

N=922



問19 あなたは、毎年「5月」と「11月」が「児童虐待防止推進月間」であるということを知っていましたか。(〇は1つだけ)

N=922



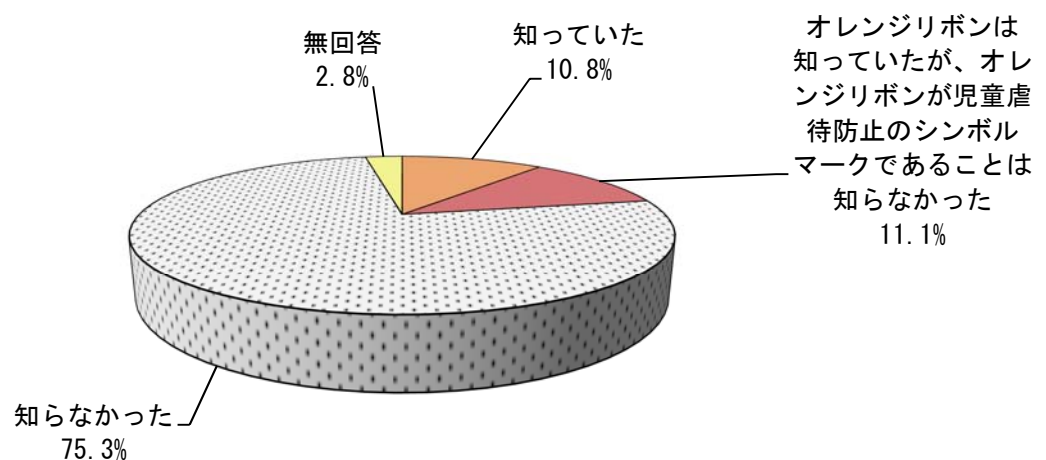
### オレンジリボン

児童虐待防止のシンボルマークとして「オレンジリボン」があります。名古屋市でも平成19年度から「オレンジリボンキャンペーン」として、オレンジリボンの普及啓発を進めるとともに、児童虐待の基本的な知識や、児童虐待を見つけた際の相談先や通告先を多くの方に知ってもらうためのPR活動を行っています。



問20 あなたは、「オレンジリボンが児童虐待防止のシンボルマーク」ということを知っていましたか。(〇は1つだけ)

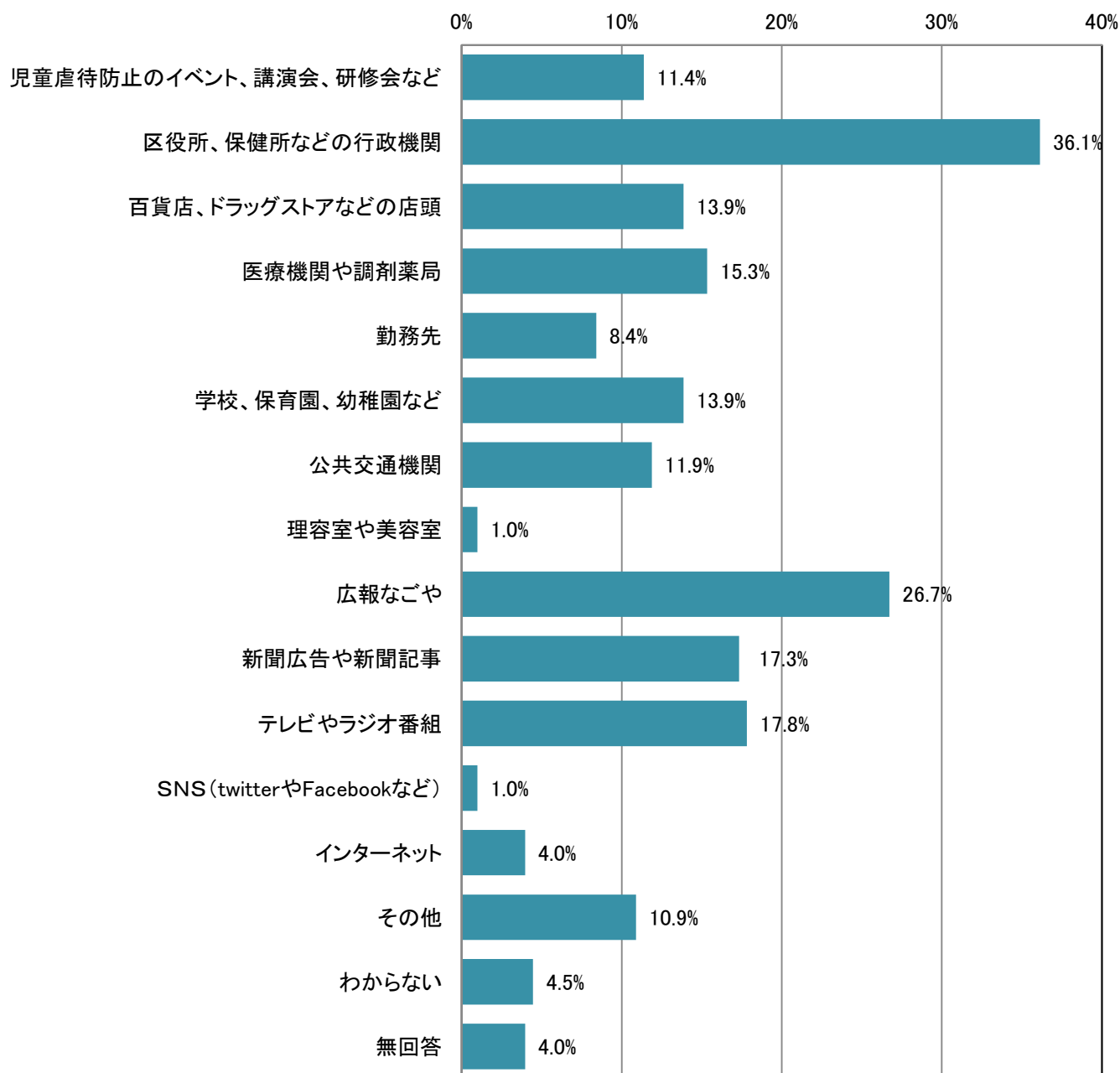
N=922



《問 20 で 1～2 と答えた方（オレンジリボンを知っていた方）におたずねします。》

問21 あなたが「オレンジリボン」を、見たり聞いたりしたことがあるのはどれですか。（〇はいくつでも）

N = 202



《すべての方におたずねします。》

### 児童虐待とは

児童虐待は、保護者など18歳未満の子どもを監護する人が行う次の行為です。

身体的虐待：子どもの身体を傷つけること（例）殴る、蹴る、首をしめる

心理的虐待：子どもに対する著しい暴言・拒絶的な対応（例）言葉で脅迫する

性的虐待：子どもにわいせつな行為をすること（例）子どもへの性的行為

ネグレクト：子どもの養育を十分に行わないこと（例）十分な食事を与えない

### 児童虐待の相談・通告先

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた人には、児童相談所（※）または市町村（名古屋市では区役所民生子ども課・支所区民福祉課）まで、通告しなければならない義務があります。

通告は匿名でも可能で、通告者や通告内容の秘密は守られます。

（※）市内には2か所の児童相談所があり、虐待の通告を受け付けるなど、子どもに関する相談と援助を行っています。

#### 名古屋市中央児童相談所

電話番号：052-757-6111

（担当区：千種、東、北、中、昭和、瑞穂、  
守山、緑、名東、天白区）

#### 名古屋市西部児童相談所

電話番号：052-365-3231

（担当区：西、中村、熱田、中川、港、南区）

相談日：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

時間：8：45～17：15

（上記相談日・時間以外 電話番号：052-757-6112）

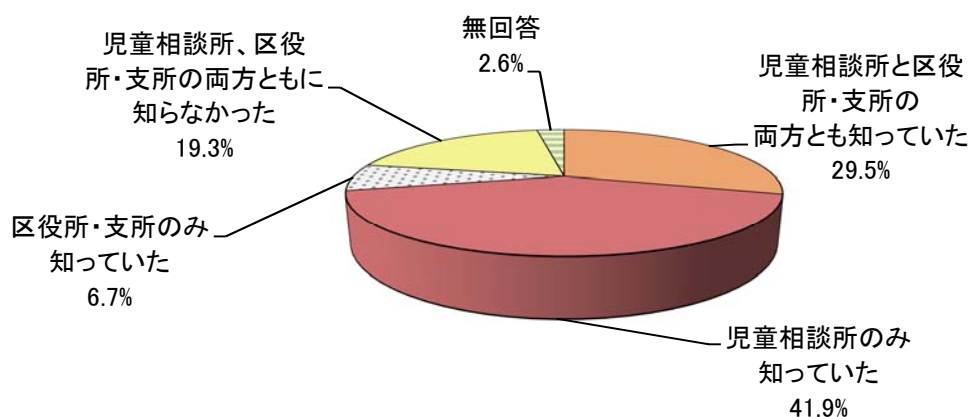


名古屋市公式ウェブサイト内「名古屋市内の子どもの虐待相談フォーム」からも通告を受け付けています。

<https://www.jidosoudan.city.nagoya.jp/cgi-local/form.cgi>

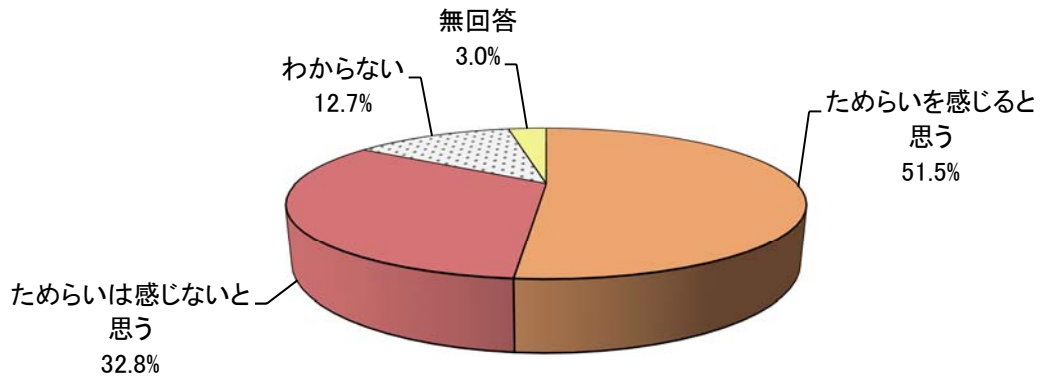
問22 あなたは、児童虐待を発見した際の通告先が「児童相談所」または「区役所・支所」であることを知っていましたか。（○は1つだけ）

N = 922



問23 もし、あなたが「児童虐待を受けていると思われる場面」や「児童虐待を受けたと思われる子ども」を見かけたとしたら、児童相談所や区役所・支所へ通告することにためらいを感じると思いますか。(〇は1つだけ)

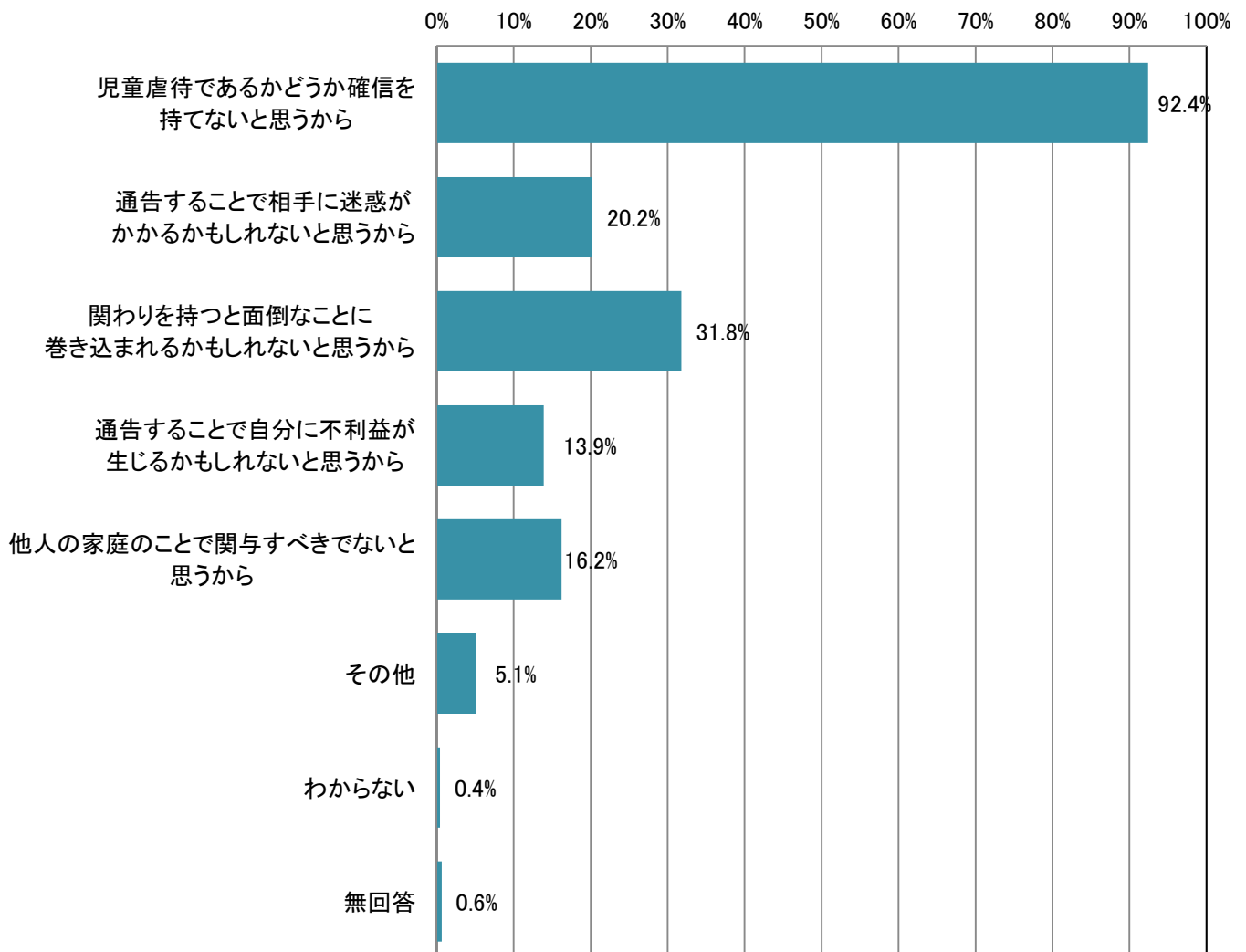
N = 922



《問23で1と答えた方(ためらいを感じると思う方)におたずねします。》

問24 あなたが通告することにためらいを感じると思う理由は何ですか。(〇はいくつでも)

N = 475



《すべての方におたずねします。》

問 25 児童虐待防止の広報・啓発活動についてご意見などがありましたら、ご自由にお書きください。

- ・もっともっと積極的に、もっとわかりやすいPR活動を進めてほしい。
- ・オレンジリボンを知らなかった事のがっかりしています。オレンジリボンもっと広報してください。
- ・どこに相談すれば良いのか一目でわかるツールのようなものがあるとわかりやすいのではないかと思います。
- ・「通告する内容はこれだけでもOK」のような具体例を作成してもらえると分かりやすい。

ほか